落札候補者が落札者とならなかったときの取扱いについて

令和７年１２月

制限付一般競争入札（事後審査方式）において、**落札候補者となった者が正当な理由なく落札者とならなかったとき**は、館山市建設工事請負業者等指名停止措置要領に基づく指名停止措置を行います。

■ 「落札者とならなかったとき」とは、以下のような場合が考えられます。

(1) 落札者となることを辞退したとき

(2) 事後審査書類を提出しなかったとき

(3) 入札参加資格要件を満たしていないことが明らかであるにもかかわらず、入札したとき（入札する時点で、配置可能な技術者等が存在していないことが明らかである場合等）

(4) その他「不正又は不誠実な行為」とみなされるとき

■「正当な理由」とは、以下のとおりです。

(1) 配置予定の技術者が死亡、傷病又は退職等により配置できず、代替技術者もいない場合

(2) 次順位の者が落札候補者に繰り上がった時に、配置予定の技術者を開札後に他の工事に配置しており代替技術者もいない場合

(3) 開札日が本市と同日の他の公共工事を落札し、本市の開札までに辞退届を提出できず代替技術者もいない場合

(4) 営業活動の継続不可（代表者の死亡、建設業許可の取消し等）等により、工事等を適切に完了する見込みがない場合

※ いずれも、証明書等による事実確認ができる場合に限ります。

実施時期

令和８年１月１日以降に公告する案件から適用します。

館山市役所　総務企画部行革財政課
Tel　　0470（22）3235
e-mail　keiyaku12205@city.tateyama.chiba.jp